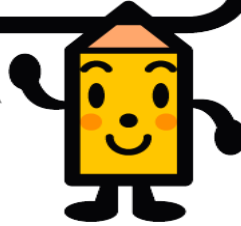


第2弾

くらしに潜む悪質商法・  
トラブルを紹介します！



くらしの窓  
すぎなみ  
臨時185号

令和2年 2月  
発行・杉並区立  
消費者センター  
☎ 03-3398-3141

## サイドビジネス商法

「自宅のパソコンで楽に副収入が得られる」など、あたかも簡単にお金を稼げるような勧誘をし、高額な教材を売りつけたり講習会と称して受講料を支払わせたりする商法です。「仕事をすれば支払い分は簡単に稼げる」などと言われますが、始めてみても、ほとんど収入は得られず、支払いだけが残ってしまいます。



○仕事を紹介するために必要だと言って、事業者から費用を要求される場合があります。「簡単に」「楽しんで」もうかる話はありません。契約の内容をよく確認し、不審な点があれば、きっぱり断りましょう。



消費者庁イラスト集より

## 架空・不当請求(ワンクリック詐欺)

アダルトサイトなどで、利用料金や利用規約を明示せず、利用者が安易に「18歳以上」「次へ」などをクリックすると「契約完了」「料金請求」などと表示が出て、高額な利用料金を請求されることがあります。「誤操作の場合はこちら」などの表示に、慌てて連絡してしまうと、自分の個人情報を教えてしまうことになり、悪用されるおそれがあります。



- 請求画面が出て、絶対に支払わないようにしましょう。請求画面が消えない場合は、情報処理推進機構(IPA)のHPにあるワンクリック請求に関する注意喚起を参考にしてください。
- 事業者からメールや電話が来ても、徹底的に無視しましょう。
- 事業者が訪問してきたり法的な措置が取られたりすることはありません。

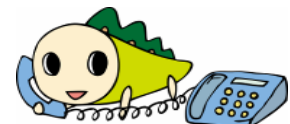
杉並区役所 Consumer Center Information

杉並区立消費者センター

ホームページ

杉並区立消費者センター

検索



相談電話 03-3398-3121

相談受付時間 午前9時～午後4時(平日)  
杉並区天沼 3-19-16 ウェルファーム杉並 3階

## SNS をきっかけとしたトラブル

SNS（ソーシャルネットワークサービス）とは、新たな友人関係を広げる場などを提供するコミュニティ型ウェブサイトのことです。しかし、SNS を悪用して若者を誘い出し、高額な商品・サービスを契約させるようなトラブルも起きています。



- 気軽に個人情報公開しないようにしましょう。犯罪に巻き込まれることもあります。
- SNS 上では良い人に思えても、商品・サービスの勧誘や詐欺などの目的で近づいて来ることがあります。知らない人からの誘いには安易に応じないようにしましょう。

## インターネット取引のトラブル

インターネット取引は、実際に店舗に足を運ばずに商品を購入できるため、非常に便利です。その一方で、「お金を振り込んだのに商品が届かず、相手と連絡が取れない」「届いた商品が広告と異なるので返品したいができないと言われた」などのトラブルも寄せられています。



- 手数料や送料、キャンセルなどの条件をよく確認してから注文しましょう。
- 購入前に、通信販売事業者の住所・電話番号・メールアドレス・責任者の名前などを確認し、画面を印刷するなど、必ず控えをとっておきましょう。

## 長期にわたるサービス契約のトラブル(エステ、語学教室など)

エステや語学教室などの長期にわたる契約は、始めてみたら思ったとおりではなかったり、急な引越などで利用できなくなったりすることがあります。途中で解約すると、一定の解約料金を支払う必要があり、トラブルになることがあります。また、事業者が倒産してしまうと支払ったお金はほとんど戻ってきません。



消費者庁イラスト集より



- 長期の契約は金額が高額になることも多いので、慎重に行いましょう。
- 契約期間の途中で解約できるか、また、解約した場合の代金の精算方法などについても確認しておきましょう。

第3弾 186号に続く・・・

(参考 東京都消費生活総合センター)

杉並区役所 Consumer Center Information

杉並区立消費者センター

ホームページ

杉並区立消費者センター

検索



相談電話 03-3398-3121

相談受付時間 午前9時～午後4時(平日)  
杉並区天沼 3-19-16 ウェルファーム杉並 3階